

# 町内会・自治会回覧物の依頼方法

## 1 回覧用原稿を作成

「回覧申請許可基準」に沿った内容の文書を作成してください。

## 2 生活環境課に申請書と原稿を提出

回覧前月の21日締め切り（21日が土日祝日の場合はその前の平日）

※ 申請書は市のホームページでダウンロードできます。

↓ 審査の結果、許可された場合 ↓

## 3 原稿を印刷

必要な枚数は生活環境課にお問い合わせください。

※ 変動することがあります

## 4 配布物を生活環境課に搬入、封筒詰め

持参した配布物を、生活環境課に準備されている配布用封筒に、町内会ごとの枚数を数えてご自身で封入していただきます。

## ○ 原稿の提出先・配布物の搬入先

恵庭市役所2階24番窓口 生活環境課

### ○ 問合せ先

恵庭市生活環境部生活環境課

〒061-1498 恵庭市京町1番地

電話 0123-33-3131（内線 1181）

FAX 0123-33-3137